

岐阜県公報

第 二 百 二 十 一 号

令 和 三 年 七 月 二 十 七 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

クリーニング師の研修の指定

クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

保育士登録業務の徴収事務の委託

保安林の解除をしようとする旨の通知

道路の区域変更

岐阜都市計画の変更

高富都市計画の変更

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

公 示

土地改良事業計画の変更の適當の決定

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

開発行為の工事の完了

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任及び就任

落札者等に関する公示

(生活衛生課) 四二二

(同) (子育て支援課) 四二四

(保育) (治山課) 四二四

(道路維持課) 四二五

(都市政策課) 四二六

(同) (同) 四二六

(人事課) 四二七

(農地整備課) 四二七

(都市政策課) 四二七

(建築指導課) 四二九

(西濃農林事務所) 四二九

(可茂農林事務所) 四二〇

(会 計 課) 四二二

告 示

岐阜県告示第三百二十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

1 衛生法規及び公衆衛生

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し

3 洗濯物の処理

4 繊維及び繊維製品

四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

1 令和三年十一月五日(金)

飛騨総合庁舎 中会議室

高山市上岡本町七丁目四六八

2 令和三年十一月十五日(月)

東濃西部総合庁舎 大会議室

- 3 多治見市上野町五丁目六八 一
令和三年十二月五日(日)
OKBふれあい会館 三〇二会議室
岐阜市藪田南五丁目一四 五三
- 5 研修受講料
五千元

岐阜県告示第三百二十四号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 講習の種類
通信制で行う講習
- 三 受講申込手続及び受付期間
1 受講申込手続
受付方法 郵送又はファクシミリ
申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階
公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局
ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇二一
- 2 受付期間
受付開始年月日 令和四年一月十一日(火)
受付締切年月日 令和四年一月三十一日(月)
レポート提出締切年月日 令和四年二月二十八日(月)
- 四 講習科目及びレポート課題
1 衛生法規及び公衆衛生

- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品
- 5 受講対象者
岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者
- 6 講習受講料
四千五百円

岐阜県告示第三百二十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定により、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)別表第一の表二の項から四の項までに規定する保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務を社会福祉法人日本保育協会に委託したため、同条第二項の規定により告示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたため、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一(一) 解除予定保安林の所在場所
多治見市滝呂町十六丁目二の一(次の図に示す部分に限る。)、滝呂町十五丁目二四一の一、二四二の一、二四六の一
- 一(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(一) 解除予定保安林の所在場所

多治見市滝呂町十五丁目二七の二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市日吉町字岩崎九一九七の二〇、九一九七の三一から九一九七の三三まで、字平尾九二三五の一・九二三五の二三・九二三五の五三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九二三五の一七、九二三五の五七、九二三五の八四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	百五十七号	本築市根尾板所字崩谷一五番一地从先から同市同字同一五番二地先まで	前	一六・九 三三・二	七・七	
			後	三三・二 三三・二	七・七	

岐阜県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

一般国道		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
四百十七号		揖斐郡池田町片山字上姪田一〇三番一地从先から同郡同町同字同九七六番一地从先まで		後	前	後	前	後	前		
				一五・三	一四・丁	一六・〇	一六・九	七三・二	一六・二		

岐阜県告示第三百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
富加線		加茂郡富加町滝田字東山浦一五九七番一地从先から同郡同町同字同一五九四番一地从先まで		後	前	後	前	後	前		
				一四・五	一四・五	一六・〇	一六・三	七三・二	七三・二		

岐阜県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
富加線		加茂郡富加町滝田字東山浦一五七二番地先から同郡同町加治田字本下三二一六番四地先まで		後	前	後	前	後	前		
				七三・四	七三・四	一六・九	一六・九				

岐阜県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画道路
3・2・3 一般国道21号線
3・2・4 一般国道21号線
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課、岐阜市都市計画課

岐阜県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高富都市計画道路

3・3・1 岐阜駅高富線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、山県市建設課

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十二号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二感染症対策推進課の表に次のように加える。

三 特定患者等の郵便等を用

1 法第四条の規定による市

庁中一般各現地機関

いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年法律第八十二号、以下この項中「法」という）の施行事務

附則

この訓令は、令和三年七月二十七日から施行する。

公示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	富加町木曾川右岸用水土地改良区	施行に係る地区名	富加町木曾川右岸用水地区	縦覧場所	富加町役場	縦覧期間	令和 三・三・ 八・二五 まで
------	-----------------	----------	--------------	------	-------	------	--------------------------

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

町村の選挙管理委員会委員長に対する情報の提供

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

高山市清見町大字牧ヶ洞の一部（牧ヶ洞）

三 調査を行った期間

平成二十八年六月から平成三十一年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

高山市（清見町大字牧ヶ洞の一部）の地籍図

高山市（清見町大字牧ヶ洞の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年七月八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

中津川市阿木の一部（阿木見沢）

三 調査を行った期間

平成二十七年八月から令和三年一月まで

四 地図及び簿冊の名称

中津川市（阿木の一部）の地籍図

中津川市（阿木の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年七月八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

瑞浪市明世町の一部（月吉1）

三 調査を行った期間

平成二十六年六月から平成三十年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

瑞浪市（明世町の一部）の地籍図

瑞浪市（明世町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和三年七月八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

- 二 調査を行った地域
下呂市小坂町大島の一部（大島5）
- 三 調査を行った期間
平成二十七年十二月から令和三年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
下呂市（小坂町大島の一部）の地籍図
下呂市（小坂町大島の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日

令和三年七月八日
開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年七月二十七日
岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一一三号の二四 令和三・二・一	瑞穂市十九条字鳥居前三〇四番一、三〇四番二の一部、三〇五番一及び三〇五番二の一部	岐阜県大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川 哲彦
岐阜県指令岐西建築第一一三号の一七 令和三・三・二	瑞穂市穂積字中原一七七番一	岐阜県岐阜市早田東町九丁目二番地 山興住宅株式会社 代表取締役 山田 百合香
岐阜県指令岐西建築第一一三三号の四 令和二・三・二六 岐阜県指令岐西建築第一四四号の五 令和三・六・三 岐阜県指令岐西建築第一四四号の一 令和三・六・一六	安八郡輪之内町南波字村上五九三番四、五九四番四、五九五番一、五九六番一、五九七番一から五九七番三まで、五九八番一、五九九番三、六〇〇番一、六〇一番一から六〇一番三まで、六〇二番一、六〇三番一から六〇三番四まで、六〇四番一、六〇九番一、六一〇番一、六一一番一、六一二番一、六一三番一、六一四番一、六一五番一及び輪之内町所管法定外公共物（水路）	岐阜県福山市曙町一丁目三番一五号 株式会社エフビコ 代表取締役 佐藤 守正

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規

定により公示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
不破郡北土部良区	令和 三・三・三	理事	桐山茂司	大垣市青野町 三七番地
同	同	監事	吉田政之	同 一六八番地

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
不破郡北土部良区	令和 三・三・三	同	中村昭雄	同 青野町 一〇四番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
不破郡北土部良区	令和 三・四・一	理事	中村昭雄	大垣市青野町 一〇四番地
同	同	監事	安田忠司	同 青野町 二一〇番地
同	同	同	栗田章司	同 青野町 六九番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
川辺町木曾川右岸用水区	令和 三・七・七	理事	佐藤光宏	加茂郡川辺町中川辺 七五番地一
同	同	同	中川丈夫	同 下麻生 四七二番地
同	同	同	古川明	同 石神 九七九番地一
同	同	同	平岡強兵	同 石神 九四四番地
同	同	同	山口登毅夫	同 中川辺 一六一九番地

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
川辺町木曾川右岸用水区	令和 三・七・八	理事	佐藤光宏	加茂郡川辺町中川辺 七五番地一
同	同	同	中川丈夫	同 下麻生 四七二番地
同	同	同	古川明	同 石神 九七九番地一
同	同	同	小栗精作	同 比久見 三九七番地一
同	同	同	土谷弘幸	同 下吉田 一二九番地
同	同	同	加藤茂則	同 比久見 四五番地二
同	同	同	小森武	同 福島 四六三番地
同	同	同	村上功	同 下飯田 四四番地
同	同	同	井戸新次	同 鹿塩 一一三三番地
同	同	同	木下宣良	同 下川辺 二七六番地二
同	同	同	橋本貞男	同 西柘井 五九四番地一
同	同	同	山口登毅夫	同 中川辺 一六一九番地
同	同	同	石井光政	同 石神 七〇八番地
同	同	同	古川明	同 石神 九七九番地一
同	同	同	中川丈夫	同 下麻生 四七二番地
同	同	同	佐藤光宏	同 加茂郡川辺町中川辺 七五番地一

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
川辺町木曾川右岸用水区	令和 三・七・八	同	小栗宗治	同 中川辺 一三四二番地
同	同	同	馬場均	同 下吉田 六四五番地
同	同	同	小栗精作	同 比久見 三九七番地一
同	同	同	土谷弘幸	同 下吉田 一二九番地
同	同	同	加藤茂則	同 比久見 四五番地二
同	同	同	小森武	同 福島 四六三番地
同	同	同	山田悟	同 下飯田 二二九番地
同	同	同	井戸新次	同 鹿塩 一一三三番地
同	同	同	福田繁利	同 下川辺 七四八番地三
同	同	同	橋本貞男	同 西柘井 五九四番地一

同 佐藤和男 同 中川三三九三編第 1

岐阜県建設部建設課

岐阜県建設部又は特定役務の提供を受ける者 (平成十七年岐阜県建設部規則 第四十号) 第十一條の規定により、次のとおり岐阜県建設部において公告した。

令和三年七月二十七日

岐阜県建設部 田 田 謙

- 1 調達物品の名称及び数量 車両用及び歩行者用交通信号灯器 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和三年4月12日
- 4 落札者を決定した日 令和三年5月24日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市昔部養野四丁目134番地
アプロ通信株式会社
代表取締役 養島 裕和
- 6 落札金額 87,868,990円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県建設部建設課

岐阜県建設部又は特定役務の提供を受ける者 (平成十七年岐阜県建設部規則 第四十号) 第十一條の規定により、次のとおり岐阜県建設部において公告した。

令和三年七月二十七日

岐阜県建設部 田 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 交通事故総合管理システムの賃貸借等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和三年4月12日

4 落札者を決定した日 令和三年5月24日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社 J E C C

専務取締役 依田 茂

6 落札金額 195,470,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県建設部建設課

岐阜県建設部又は特定役務の提供を受ける者 (平成十七年岐阜県建設部規則 第四十号) 第十一條の規定により、次のとおり岐阜県建設部において公告した。

令和三年七月二十七日

岐阜県建設部 田 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 勤務管理等システム構築・運用保守業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和三年4月12日
- 4 落札者を決定した日 令和三年5月24日
- 5 落札者の住所及び氏名 大阪府吹田市豊津町8番7号
北港情報サービス株式会社大阪支店
大阪支店長 白井 孝彦
- 6 落札金額 121,660,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県建設部建設課

岐阜県建設部又は特定役務の提供を受ける者 (平成十七年岐阜県建設部規則 第四十号) 第十一條の規定により、次のとおり岐阜県建設部において公告した。

令和三年七月二十七日

岐阜県民部 田 耕

- 1 特定役務の名称及び数量 業務データベースサーバ機器の賃貸借及び保守業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 3 年 4 月 12 日
- 4 落札者を決定した日 令和 3 年 5 月 24 日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
株式会社 J E C C
専務取締役 依田 茂
- 6 落札金額 57,194,082円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和三年七月二十七日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社